

平成14年4月10日

我が国の知的財産戦略に関する提言

知的財産戦略会議

座長 阿部 博之 様

社団法人日本レコード協会
会長 富塚 勇



社団法人日本映像ソフト協会
会長 稲葉 昭典



社団法人日本音楽著作権協会
理事長 吉田 茂



日本商品化権協会
理事長 山科 誠



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
理事長 辻本 憲



社団法人日本漫画家協会
理事長 やなせ たかし



社団法人日本音楽事業者協会
会長 井澤 俊



社団法人音楽制作者連盟
理事長 奥田 義行



社団法人日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター顧問会議
議長 野村 萬



社団法人日本映画製作者連盟
会長 松岡 功



肖像パブリシティ権擁護監視機構
理事長 相澤 正久



21世紀のコミック作家の著作権を考える会
理事 猪瀬 直樹



不正商品対策協議会

代表幹事 稲葉 昭典



映像、ゲームソフト、音楽ソフト、キャラクター商品、漫画、画像などの創作・製作に携わる文化産業は、今後の国際社会のなかで日本の経済的活力を維持・促進していくために、極めて重要な産業分野の一つです。

これらの文化産業は知的財産の保護を産業の成立基盤としています。知的財産の保護を通じて日本の文化産業の強化をはかることは、日本経済が製造業中心から知的財産を核とする体制に脱皮するためにも必要不可欠です。

知的な創作物・商品に関わる産業の活性化と国際競争力の強化を目的として、この「知的財産戦略会議」が設置されたものと理解できます。この目的の達成・促進のためには、以下に提言するとおり、著作権を含む知的財産権の強化が必要であり、一部で主張されているといわれる著作権についての後退（権利・保護水準の切下げ）は、けっして許されるものではありません。

記

- 提言 1 ネットワーク上での知的財産の保護強化**
(ネットワーク犯罪に対する警察の捜査・摘発体制を一層強化するとともに、技術的保護手段の充実をはかる)
- 提言 2 海外での権利侵害行為対策の強化**
(権利者による権利行使と連動しつつ、外国政府に対して実効性ある法執行体制の構築を日本政府から要請する)
- 提言 3 国際協力の促進**
(著作権制度を国際的に調和のとれたものとし、国境を越える権利侵害行為に対し各国が権利執行に協力する)
- 提言 4 知的創作の循環の確保**
(中古販売営業など、コンテンツを公衆に提供する営業行為から、権利者が正当な利益の保証を受けられる制度を整備する)
- 提言 5 損害賠償制度の強化**
(「法定賠償制度」「倍額(3倍)賠償制度」の導入により、損害賠償制度を実効性のあるものにする)
- 提言 6 知的財産保護に関する小・中・高校生への教育の充実**
(知的財産権教育を小・中・高校での学校教育のなかへ盛り込む)
- 提言 7 知的財産保護に関する啓発活動の強化**
(知的財産権侵害商品を買わない・使わない社会への脱皮)
- 提言 8 新たな知的財産保護の立法化と保護期間の延長など**
- 提言 9 「総括」国家レベルによる知的財産保護に関する統一的戦略の構築**
(知的財産保護に関して基本法を制定し、権利者及び省庁の枠組みを超えた総合的な組織「アジア知的財産戦略機構」を創設する。)

提言1 ネットワーク上での知的財産の保護強化

(ネットワーク犯罪に対する警察の捜査・摘発体制を一層強化するとともに、技術的保護手段の充実をはかる)

ネットワークのブロードバンド化によって、音楽・映像・ソフトウェア・漫画・画像などが匿名の者によって大量に送受信され、コンテンツの提供により対価を取得する事業が根幹から破壊されようとしています。

この危機は、アメリカ合衆国における有名なNapster裁判の事例のように、P2P(ピア・トゥ・ピア)と呼ばれる個人から個人へのネットワーク送信による侵害行為が氾濫し、ますます深刻になっています。

これらの侵害行為は匿名で行われるため、権利者が法的措置をとろうにも、多くの場合、民間人による調査では侵害行為者を特定できません。そこで、刑事手続きに基づき、積極的な摘発を継続的に行っていくことが、ネットワーク上において知的財産権の保護を確保するため、必要不可欠です。

またネットワーク上での知的財産権侵害行為の予防のためには、電子透かしなど優れた技術的保護手段を開発してこれを用いる必要があります。

そこで、

- ・ ネットワーク上での犯罪に対する警察の捜査・摘発体制の一層の強化
- ・ ネットワーク上でのコンテンツ保護を確保するための技術的保護手段に関し産学官が共同して取り組む調査・研究の充実・促進
- ・ 著作隣接権者に公衆送信権を付与するなどネットワーク上でのコンテンツ保護に係わる一層の法整備

が早急に必要です。

提言2 海外での権利侵害行為対策の強化

(権利者による権利行使と連動しつつ、外国政府に対して実効性ある法執行体制の構築を日本政府から要請する)

日本のコンテンツに関する知的財産権が、アジア地域その他の国で大量に侵害されている実態があります。日本商品化権協会では、中国都市部におけるキャラクター玩具の被害は、少なく見積ったとしても金額にして450億円は下らないと推定しています。

アジア各国では、日本の作品に対する現実の需要がありながら、海賊版等の横行により、日本の文化産業が対価を回収できない事態が発生しています。

アメリカの権利者は、団体を形成して世界中の国々に対して強い権利保護を求め、それをアメリカ合衆国政府が強力にバックアップしています。

日本の文化産業も、企業及び業種の違いを超えて横の連携を深めつつ、集団的にアジア各国をはじめとする世界各国において権利行使をしていきますが、それに対する国としての支援をお願いしたいと考えます。

そして、民事・刑事の両面における相手国の法律制度や法執行体制の不備等の問題から、日本の権利者による権利行使が実効性を発揮できない場合には、その改善を求めるため、制裁措置を含む二国間・多国間交渉を強力に押し進める必要があると考えます。

提言3 国際協力の促進

(著作権制度を国際的に調和のとれたものとし、国境を越える権利侵害行為に対し各国が権利執行に協力する)

国際社会のボーダレス化に伴い、権利侵害品が国境を越えて拡散される傾向が顕著になってきています。さらに、そもそも国境の概念がないインターネット上での権利侵害行為が多発しています。

このような国境を超え、あるいは国境なき権利侵害に対処するため、著作権制度を国際的に調和のとれたものにするとともに、各国が権利執行の面での国際協力を促進する必要があります。

なお、著作権については、すべての著作物について審査・登録等の手続きを要することなく自動的に権利を付与される「無方式主義」がWTOを含む国際ルールになっています。著作権についても方式主義を導入すべきとの意見が一部にあるようですが、無方式主義は、著作権制度の国際調和と、国境のない侵害行為に適切に対応するため是非とも必要であり、我が国は世界各国とともにこれを維持する必要があります。

提言4 知的創作の循環の確保

(中古販売営業など、コンテンツを公衆に提供する営業行為から、権利者が正当な利益の保証を受けられる制度を整備する)

コンテンツ産業は、物理的な「モノ」ではなく、それに収録された中味である作品の知的財産そのものを商品にしています。

ところが昨今、消費者が作品を鑑賞した後、作品を収録した「モノ」を消費者から買い集め、これを他の消費者に提供して作品を鑑賞させる中古販売営業が増大しています。このような中古販売営業は、コンテンツを公衆に提供することによって利益を挙げる営業でありながら、権利者への利益の還元を行っていません。

コンテンツの提供から対価を回収し、これを新たなコンテンツの創作・製作に用いることが、文化産業の根幹をなす知的創造のサイクルであり、これが断たれたのでは、その産業の成立が困難になり、ひいては新たな知的創造が生まれなくなります。

そこで中古販売営業など、コンテンツを公衆に提供する営業行為から、コンテンツの権利者が正当な利益の保証を受けられる制度を整備し、知的創造の循環を確保する必要があります。

提言5 損害賠償制度の強化

(「法定賠償制度」「倍額(3倍)賠償制度」の導入により、損害賠償制度を実効性のあるものにする)

知的財産権侵害は、秘密裏に行われることが多く、権利者にとって侵害の「量」を正確に把握することは困難です。権利者が現実に発見・立証できるのは、実際に存在する侵害事実のうち「氷山の一角」にすぎません。

このことは、外部の目に触れることのない企業など一つの組織内部でのみ行われるソフトウェアの知的財産権の侵害や、ネットワーク上で匿名性を悪用した知的財産権侵害事件で顕著であり、侵害の「やりどく」を許す結果となっています。

損害賠償制度の強化については、近年特許法等や著作権法改正によりある程度の改正が実現していますが、実際に存在する侵害事実の一部しか発見・立証ができないという問題点を解消するに至っていません。

この問題の解決のためには、諸外国で採用されているように、知的財産権侵害が明らかになった場合には、裁判所はそれだけで一定額の賠償を命じることができるようにする制度(法定賠償制度)の導入や、立証された損害額の2倍ないし3倍の賠償を侵害者に命じる制度(「倍額(3倍)賠償制度」)の導入をはかる必要があります。

提言6 知的財産保護に関する小・中・高校生への教育の充実

(知的財産権教育を小・中・高校での学校教育のなかへ盛り込む)

近年、コンピュータネットワークの発達に伴って、ゲームソフト、アニメーション、音楽ソフト、漫画、画像などに関して若年層による知的財産権侵害事件が多発しています。

誰もが自由に情報発信を行えるネットワーク社会では、他人の知的財産権を尊重することの重要性を早い時期から教育することが不可欠です。

そこで、若年層による侵害事犯の防止及び法遵守意識の基盤づくりの観点から、知的財産権教育を小・中・高校での学校教育のなかへ盛り込む必要があると考えます。

提言7 知的財産保護に関する啓発活動の強化

(知的財産権侵害商品を買わない・使わない社会への脱皮)

知的財産権を侵害する商品の流通を根絶するためには、侵害商品を買わない社会へと成熟していく必要があります。知的財産権侵害商品を製造しても、だれも買う人がいなければ、製造・販売しようとする者はいなくなるからです。

そこで、何が知的財産権侵害商品なのかという情報を広く消費者に提供し、これを買わないよう啓発活動を展開していく必要があります。

文化産業に携わる事業者の団体は、昭和61年に「不正商品対策協議会」を結成し、国の消費者月間である5月に連動し「ほんと！ホント？フェア」と名付けての街頭キャンペーンをこれまでに16回にわたり開催したり、文部科学省主催の生涯学習フェスティバル「まなびピア」への出展等を通して、消費者に対する情報提供及び啓発キャンペーンを展開し、成果を上げてきたと自負しております。

今後は、このような啓発活動を、日本国内で一層と充実させること、さらには海外にも広めることなど、日本政府として強化していく必要があります。

提言8 新たな知的財産権保護の立法化と保護期間の延長など

従来 of 知的財産権保護法制では十分な権利保護がなされていない新たな知的財産権の重要性が増してきており、これらの権利について新たな立法による保護が必要です。

例えば、パブリシティ権・肖像権・プライバシー権については、判例の積み重ねによって権利として認められているものの、刑事罰による保護を欠くため、権利の実効性が弱いという問題点を抱えています。これらの権利は著作隣接権と同様に重要であり、刑事罰を伴う法制化により保護を強化することが必要です。

また現行法では、法人が著作者となる著作物（映画の著作物を含む）については個人が著作者となる他の著作物と比較して保護期間が短くなっており、早急にその延長が必要です。

なお、法制度の改革によらずして解決可能な問題（当事者間の契約による解決が可能な問題など）については、当事者による自助努力が必要であることはいうまでもありませんが、上記の法制度の改革は、自助努力のみでは対応が困難であることから、必要となるものです。

提言9 「総括」 国家レベルによる知的財産保護に関する統一的戦略の構築

(知的財産保護に関して基本法を制定し、権利者及び省庁の枠組みを超えた総合的な組織「アジア知的財産戦略機構」を創設する。)

本提言書の提言1から8を具体的に実現するには、知的創造活動の成果を総合的な見地から保護・活用するための戦略を企画・立案するとともに、これを遂行していく横断的な組織が求められます。

そこで私たちは、

- ・ 我が国経済・文化の発展と知的創造活動の活性化のため、特許法・著作権法等の法令とは別に、知的財産保護・活性化の基本理念と行動計画を定めた基本法を制定すること
- ・ 上記基本法に基づく施策を実現するため、権利者及び省庁の枠組みを超えた、総合的かつ横断的な機関ないし団体として「アジア知的財産戦略機構」を創設すること

を提言します。

以上9つの提言を行いますので、知的財産戦略会議におかれては、この趣旨を取り入れて審議を行って下さいますよう、お願い申し上げます。

以上